

第1回岡崎市放課後子ども総合プラン運営委員会

平成28年3月16日（水）
午前10時～
東庁舎2階大会議室

次

第

- 1 委嘱辞令交付
- 2 副市長あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 第1回運営委員会
 - (1) 委員会の設置要綱
 - (2) 委員長・副委員長の選出
 - (3) 委員長あいさつ
 - (4) 議題
 - ① 放課後子ども総合プランの全体像
 - ② 本市の概要

岡崎市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 岡崎市における放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の総合的な在り方の検討を行うため、岡崎市放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を効果的に実施するため、次の方策に係る検討等を行う。

- (1) 活動プログラムの企画・充実、安全管理
- (2) ボランティア等の地域の協力者の人材確保
- (3) 広報活動等

(組織)

第3条 運営委員会は、委員15人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) P T A関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 放課後児童クラブ関係者
- (7) 地域住民
- (8) 行政関係者

(委員長等)

第4条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、**次代を担う人材を育成**するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、**一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める**

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 ■ **放課後児童クラブ**について、**約30万人分を新たに整備**
 (約90万人⇒約120万人)
 ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 ■ **全小学校区(約2万か所)**で**一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施**
 (約600か所⇒1万か所以上) **を目標す**
 ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
 ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づき取組等について次世代育成支援対策推進法に定める**行動計画策定指針に記載**
 ○ 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、**市町村行動計画及び都道府県行動計画**に、
 ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
などを記載し、計画的に整備
 ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
 ○ 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- **学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化**
 ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
 ○ **余裕教室の徹底活用等に向けた検討**
 ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
 ○ **放課後等における学校施設の一時的な利用の促進**
 ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

○ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、**同一の小中学校等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加**できるもの
 ▶ 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
 ▶ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
 ▶ 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
 ▶ 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

○ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携

- ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



27 子支第 1360 号

27 教生第 2949 号

平成 28 年 2 月 25 日

各 市 町 村 長
各市町村教育委員会教育長 殿

愛知県健康福祉部長
愛知県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

愛知県における総合的な放課後対策について（通知）

平成 26 年 7 月 31 日付け 26 文科生第 277 号・雇児発 0731 第 4 号により、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、「放課後子ども総合プラン」が策定されました。これは、全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」という。）を計画的に進めるものです。

つきましては、「愛知県放課後子ども総合プラン推進委員会」において本県の総合的な放課後対策について、別紙のとおり「基本方針」及び「具体的な取組」をとりまとめましたので、各市町村におかれましては、子どもたちの健やかな成長のため、効果的な放課後対策の取組に御配意いただきますようお願いいたします。

〈放課後児童クラブに関わること〉

担 当 健康福祉部子育て支援課子育て給付グループ
電 話 052-954-6282（ダイヤルイン）
電子メール kosodate@pref.aichi.lg.jp

〈放課後子ども教室、放課後等における教育事業に関わること〉

担 当 教育委員会生涯学習課
青少年教育・女性指導者支援グループ
電 話 052-954-6749（ダイヤルイン）
電子メール syogaigakushu@pref.aichi.lg.jp

(別紙)

愛知県における総合的な放課後対策について

1 基本方針

国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「あいち はぐみんプラン2015-2019」及び「あいちの教育ビジョン2020 ―第三次愛知県教育振興基本計画―」に基づき、効果的な放課後対策に取り組む。

- (1) 放課後児童クラブの待機児童の解消
- (2) 放課後子ども教室の全小学校区での実施
- (3) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の「一体型^{※1}」又は「連携型^{※2}」での実施

※1 一体型：放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一の小学校敷地内及びその隣接地の活動場所で実施し、放課後子ども教室が実施するプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるもの

※2 連携型：放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方が小学校敷地内及びその隣接地以外の場所において、放課後子ども教室が実施するプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるもの

2 具体的な取組

平成31年度末までに

- (1) 放課後児童クラブについて、待機児童の解消を目指す。新たに開設する放課後児童クラブについては、学校教育に支障が生じない限り、小学校敷地内で実施することを目指す。
- (2) 放課後子ども教室について、全小学校区での実施を目指す。新たに開設する放課後子ども教室については、学校教育に支障が生じない限り、小学校敷地内で実施することを目指す。但し、地域の実情や児童の発達段階、活動内容等により、学校外で実施する方が効果的な場合は、学校外の施設利用を計画する。
- (3) 放課後児童クラブの子どもも放課後子ども教室に参加できるよう、両事業を全小学校区で「一体型」又は「連携型」で実施することを目指す。なお、放課後子ども教室の設置が困難な場合には、他の「放課後等における教育事業^{※3}」と放課後児童クラブの連携を図る。

※3 放課後等における教育事業：市町村等が、放課後や週末等に、全ての子どもたちを対象に、安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する、放課後子ども教室以外の事業を「放課後等における教育事業」とする。

◇想定される事業：土曜学習、地域未来塾、学習・スポーツ・文化等の講座、体験・交流活動など子どもたちの健全育成を図る事業、その他、市町村が、教育の場を提供すると認める事業

放課後児童対策

放課後児童クラブの拡充

《民間児童クラブ》
岡崎市には、NPO法人、
社会福祉法人、父母
会などが運営するクラ
ブが9か所ある

《児童育成センター》
岡崎市が設置運営し
ている放課後児童ク
ラブが34か所ある



放課後児童クラブ：「放課後児童健全育成事業」
児童福祉法第6条の3第2項に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの（厚生労働省所管事業）

児童福祉法の改正（※1）により、4年生以上の高学年も利用対象に位置付けられたことや女性の就労意欲の高まりや、子どもを取り巻く社会環境の安全面への不安などから、今後の利用の増加が見込まれる

5月1日現在（※2）の児童育成センターの待機児童は、**185人**
（昨年同時期91人）

待機児童が多く生じると予想される
学区や老朽化した施設を活用してい
るクラブのある学区などでは、整備
が必要

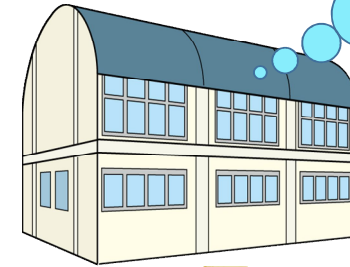
放課後子ども総合プランの目的
共働き家庭の「小1の壁」を打破するとともに、
次代を担う人材を育成するため、全ての児童が
放課後等を安心・安全に過ごし多様な体験・活
動を行うことができるよう、**文部科学省と厚生
労働省が協力**し、放課後児童クラブと放課後子
ども教室の計画的な整備を進めるもの

放課後子ども総合プランに準じて連携し、
一体的に実施

一体的とは・・・
共働き家庭等を含めた全ての児童を対象に共通の活動場所
において、様々な体験・活動を行う
活動場所は、学区こどもの家を活用し、隣接する児童育成セ
ンターを利用する児童も参加できる

放課後子ども教室の拡充

《学区こどもの家》
児童に健全な遊び場を与
え、学区住民の健康づく
りとコミュニティ活動の
充実を図ることを目的に
旧岡崎全域全小学校区
に42館設置している



放課後子ども教室：全ての児童を対象に、地
域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・
交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提
供する取組み（文部科学省所管事業）
岡崎市では、21学区のこどもの家で実施し
ている

岡崎市子ども・子育て支援事業計画（平成27年～31年度）

「おかざきっ子 育ちプラン」

安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる
社会の実現を目指して、子どもと子育て家庭の目線に立ち、子
どもの育ちを重視した環境整備を図ることを目的に策定

全ての小学校区で放課後子ども
教室を実施する

※1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年8月22日公布 平成27年4月1日施行）

※2 厚生労働省は、毎年5月1日を基準日とし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況を公表している。

(6) 放課後児童健全育成事業

事業概要

保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

提供区域

小学校区

施設数

児童育成センター（34 箇所）、民間の児童クラブ（9 箇所）

現況

平成 22 年4月に民営2クラブ、6月に公営1クラブが設置され、平成 23 年度以降利用の増加につながっています。法改正により4年生以上の高学年も利用対象に明確に位置づけられたことや女性の就労状態の変化、子どもを取り巻く社会環境の安全面への不安などから、今後の利用の増加が見込まれます。

■利用実績の推移

単位(人)

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
年間延べ利用者数	低学年	1, 627	1, 628	1, 644	1, 713	1, 829
	高学年	112	107	173	200	218
合計		1, 739	1, 735	1, 817	1, 913	2, 047

①全市の量の見込みと確保の内容

単位(人)

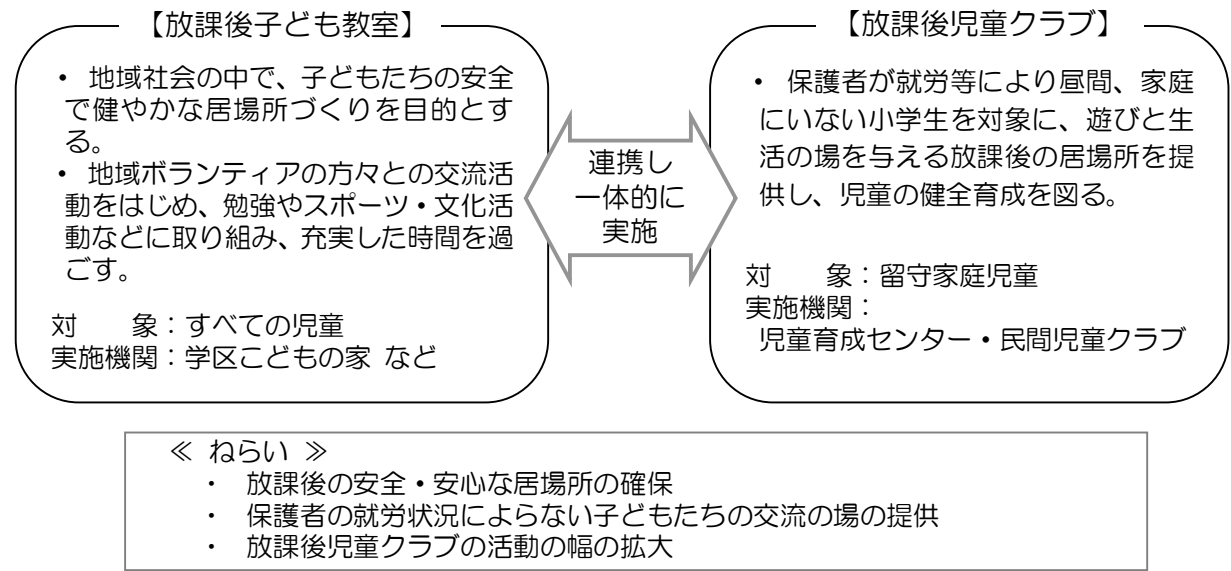
全体		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	低学年	2, 055	2, 057	2, 075	2, 094	2, 098
	高学年	386	403	407	397	404
	合計	2, 441	2, 460	2, 482	2, 491	2, 502
②確保の内容 ※予定利用者数合計		2, 035 (43 箇所)	2, 165 (47 箇所)	2, 274 (52 箇所)	2, 382 (57 箇所)	2, 407 (59 箇所)
③放課後子ども教室対応		41	44	67	66	95
(②+③)－①		▲365	▲251	▲141	▲43	0

提 供 体 制 の 考 え 方

- 全市的に事業供給量が不足している現状です。待機児童が多く生じると予想される学区や老朽化した施設を活用しているクラブのある学区など、合計 17 クラブの整備を予定しています。
- 計画の中間年度である平成 29 年度までに低学年の受け入れ量を確保し、高学年については平成 29 年度までに量の見込みについて再検討し、平成 31 年度までに受け入れ量を確保できるように整備を進めていきます。
- 施設の不足する学区においては、暫定的に 1 つのクラブを 2 グループの支援の単位に分割するなどし、安全を確保できる範囲で定員増を図ります。
- 量の見込みの少ない小学校区や定員を少し上回る学区（15 人程度）については、放課後子ども教室事業との連携により、児童の居場所の確保を進めます。

放課後子ども総合プランの推進

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。



● 取り組みの方向性

- ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方が設置される学区（平成 31 年度で 35 学区の予定）については、双方の指導員が連携し、一緒にプログラムに参加できる体制を整えます。
- ・ 放課後子ども教室の開設のため、学区こどもの家の指導員の増員を進めます。
- ・ 児童数が少なく放課後児童クラブの設置のない学区については、少人数である強みを活かし、放課後子ども教室においてきめ細やかなサービスを提供することで代替機能を担います。

● 連携体制

- ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設場所については、学校の余裕教室や地域の公共施設等の既存施設を有効活用できるよう、教育委員会や関連部局と連携して進めます。
- ・ 総合教育会議等を活用して情報を共有し、全市的な視点で放課後対策に取り組みます。

● 開設時間

- ・ 放課後子ども教室は午後 6 時までを基本とし、地域の実状に合わせ延長を検討します。

<整備計画>

●放課後児童クラブ

平成 27 年度：竜美丘、井田、大樹寺、六ツ美西部、豊富学区
平成 28 年度：梅園、岡崎、広幡、矢作南、六ツ美北部学区
平成 29 年度：男川、細川、矢作北、北野、六ツ美南部学区
平成 30 年度：羽根、常磐学区

●放課後子ども教室

平成 26 年度までに 15 学区で開設済み。平成 31 年度までに全 47 学区で実施予定
平成 27 年度 6 学区（梅園、男川、岡崎、竜美丘、矢作北、六ツ美北部）
平成 28 年度 7 学区（美合、緑丘、羽根、広幡、岩津、小豆坂、北野）
平成 29 年度 5 学区（三島、連尺、常磐南、秦梨、竜谷）
平成 30 年度 5 学区（六名、大門、本宿、矢作西、上地）
平成 31 年度 9 学区（山中、藤川、六ツ美中部、城南、豊富、形埜、宮崎、夏山、下山）

②小学校区ごとの量の見込みと確保の内容 ※ 括弧内は放課後子ども教室対応数

				H27		H29		H31	
梅園	量の 見込	低 高 ①合計		77	16	71	18	68	17
	②受入定員			65		100		100	
	②－①			▲28		11		15	
	量の 見込	低 高 ①合計		70	16	61	17	59	11
根石	②受入定員			75 (11)		75 (3)		75	
	②－①			▲11 (0)		▲3 (0)		5	
	量の 見込	低 高 ①合計		69	14	80	13	78	17
	②受入定員			83		93		95	
六名	②受入定員			100		100		100	
	②－①			17		7		5	
	量の 見込	低 高 ①合計		29	6	33	7	41	7
	②受入定員			35		40		48	
三島	②受入定員			50		50		50	
	②－①			15		10		2	
	量の 見込	低 高 ①合計		41	9	39	9	35	8
	②受入定員			50		48		43	
連尺	②受入定員			65		65		65	
	②－①			15		17		22	
	量の 見込	低 高 ①合計		52	12	53	10	52	10
	②受入定員			64		63		62	
広幡	②受入定員			85		130		130	
	②－①			21		67		68	
	量の 見込	低 高 ①合計		145	21	136	19	131	18
	②受入定員			166		155		149	
井田	②受入定員			130		150 (5)		150	
	②－①			▲36		▲5 (0)		1	
	量の 見込	低 高 ①合計		20	4	17	4	13	3
	②受入定員			24		21		16	
愛宕	②受入定員			25		25		25	
	②－①			1		4		9	
	量の 見込	低 高 ①合計		8	1	12	1	12	2
	②受入定員			9		13		14	
常磐南	②受入定員			0		0 (13)		0 (14)	
	②－①			▲9		▲13 (0)		▲14 (0)	

				H27		H29		H31	
藤川	量の 見込	低 高 ①合計		25	5	26	4	25	6
	②受入定員			30		30		31	
	②受入定員			50		50		50	
	②－①			20		20		19	
山中	量の 見込	低 高 ①合計		21	5	24	4	24	5
	②受入定員			26		28		29	
	②受入定員			50		50		50	
	②－①			24		22		21	
本宿	量の 見込	低 高 ①合計		29	6	27	6	24	7
	②受入定員			35		33		31	
	②受入定員			50		50		50	
	②－①			15		17		19	
奥殿	量の 見込	低 高 ①合計		11	2	9	2	7	2
	②受入定員			13		11		9	
	②受入定員			0 (13)		0 (11)		0 (9)	
	②－①			▲13 (0)		▲11 (0)		▲9 (0)	
恵田	量の 見込	低 高 ①合計		5	1	4	1	4	0
	②受入定員			6		5		4	
	②受入定員			0 (6)		0 (5)		0 (4)	
	②－①			▲6 (0)		▲5 (0)		▲4 (0)	
細川	量の 見込	低 高 ①合計		73	14	72	17	67	16
	②受入定員			87		89		83	
	②受入定員			65		65		100	
	②－①			▲22		▲24		17	
岩津	量の 見込	低 高 ①合計		50	9	52	10	49	12
	②受入定員			59		62		61	
	②受入定員			65		65		65	
	②－①			6		3		4	
大樹寺	量の 見込	低 高 ①合計		61	12	59	14	56	12
	②受入定員			73		73		68	
	②受入定員			45		95		95	
	②－①			▲28		22		27	
大門	量の 見込	低 高 ①合計		62	14	70	14	74	16
	②受入定員			76		84		90	
	②受入定員			100		100		100	
	②－①			24		16		10	

				H27		H29		H31	
常磐東	量の 見込	低 高 ①合計		4	0	5	0	5	0
	②受入定員			4		5		5	
	②受入定員			0 (4)		0 (5)		0 (5)	
	②－①			▲4 (0)		▲5 (0)		▲5 (0)	
常磐	量の 見込	低 高 ①合計		28	6	23	6	16	5
	②受入定員			34		29		21	
	②受入定員			0		0		50	
	②－①			▲34		▲29		29	
竜美丘	量の 見込	低 高 ①合計		81	17	81	18	90	18
	②受入定員			98		99		108	
	②受入定員			65		100		100 (8)	
	②－①			▲33		1		▲8 (0)	
羽根	量の 見込	低 高 ①合計		58	12	58	13	58	13
	②受入定員			70		71		71	
	②受入定員			95		95		130	
	②－①			25		24		59	
岡崎	量の 見込	低 高 ①合計		80	10	83	12	98	12
	②受入定員			90		95		110	
	②受入定員			65		100		100 (10)	
	②－①			▲25		5		▲10 (0)	
福岡	量の 見込	低 高 ①合計		55	10	51	11	54	11
	②受入定員			65		62		65	
	②受入定員			100		100		100	
	②－①			35		38		35	
城南	量の 見込	低 高 ①合計		32	6	42	6	53	8
	②受入定員			38		48		61	
	②受入定員			50		50		50 (11)	
	②－①			12		2		▲11 (0)	
上地	量の 見込	低 高 ①合計		63	13	65	14	65	13
	②受入定員			76		79		78	
	②受入定員			130		130		130	
	②－①			54		51		52	
小豆坂	量の 見込	低 高 ①合計		53	9	55	11	51	11
	②受入定員			62		66		62	
	②受入定員			65		65 (1)		65	
	②－①			3		▲1 (0)		3	
男川	量の 見込	低 高 ①合計		84	12	86	12	83	11
	②受入定員			96		98		94	
	②受入定員			65		65		100	
	②－①			▲31		▲33		6	
美合	量の 見込	低 高 ①合計		34	6	28	6	27	7
	②受入定員			40		34		34	
	②受入定員			50		50		50	
	②－①			10		16		16	
生平	量の 見込	低 高 ①合計		6	1	5	1	4	1
	②受入定員			7		6		5	
	②受入定員			0 (7)		0 (6)		0 (5)	
	②－①			▲7 (0)		▲6 (0)		▲5 (0)	
秦梨	量の 見込	低 高 ①合計		4	0	4	1	3	1
	②受入定員			4		5		4	
	②受入定員			0		0 (5)		0 (4)	
	②－①			▲4		▲5 (0)		▲4 (0)	
緑丘	量の 見込	低 高 ①合計		51	11	55	10	51	11
	②受入定員			62		65		62	
	②受入定員			65		65		65	
	②－①			3		0		3	
竜谷	量の 見込	低 高 ①合計		12	2	12	1	9	1
	②受入定員			14		13		10	
	②受入定員			0		0 (13)		0 (10)	
	②－①			▲14		▲13 (0)		▲10 (0)	

			H27		H29		H31	
矢作東	量の 見込	低 高	54	9	59	12	60	15
		①合計	63		71		75	
	②受入定員		80		80		80	
	②－①		17		9		5	
矢作北	量の 見込	低 高	67	15	71	15	80	15
		①合計	82		86		95	
	②受入定員		65		65		100	
	②－①		▲17		▲21		5	
矢作西	量の 見込	低 高	30	7	31	8	30	7
		①合計	37		39		37	
	②受入定員		50		50		50	
	②－①		13		11		13	
矢作南	量の 見込	低 高	75	15	74	18	85	16
		①合計	90		92		101	
	②受入定員		85		120		120	
	②－①		▲5		28		19	
北野	量の 見込	低 高	58	9	71	10	77	14
		①合計	67		81		91	
	②受入定員		65		65		100	
	②－①		▲2		▲16		9	
六ツ美北	量の 見込	低 高	80	12	81	15	90	13
		①合計	92		96		103	
	②受入定員		65		100		100 (3)	
	②－①		▲27		4		▲3 (0)	
六ツ美中	量の 見込	低 高	27	4	21	6	19	3
		①合計	31		27		22	
	②受入定員		50		50		50	
	②－①		19		23		28	
六ツ美南	量の 見込	低 高	58	15	57	13	57	12
		①合計	73		70		69	
	②受入定員		65		65		100	
	②－①		▲8		▲5		31	
六ツ美西	量の 見込	低 高	83	13	83	13	88	13
		①合計	96		96		101	
	②受入定員		65		100		100 (1)	
	②－①		▲31		4		▲1 (0)	
豊富	量の 見込	低 高	20	4	17	4	16	3
		①合計	24		21		19	
	②受入定員		50		50		50	
	②－①		26		29		31	
夏山	量の 見込	低 高	2	0	2	0	1	0
		①合計	2		2		1	
	②受入定員		0		0		0 (1)	
	②－①		▲2		▲2		▲1 (0)	
宮崎	量の 見込	低 高	4	0	3	0	2	0
		①合計	4		3		2	
	②受入定員		0		0		0 (2)	
	②－①		▲4		▲3		▲2 (0)	
形埜	量の 見込	低 高	3	1	5	1	5	1
		①合計	4		6		6	
	②受入定員		0		0		0 (6)	
	②－①		▲4		▲6		▲6 (0)	
下山	量の 見込	低 高	1	0	2	0	2	0
		①合計	1		2		2	
	②受入定員		0		0		0 (2)	
	②－①		▲1		▲2		▲2 (0)	

小学校の教室を活用した児童育成センターの整備に係る確認書

岡崎市長（以下「甲」という。）と岡崎市教育委員会（以下「乙」という。）とは、小学校の教室を活用した児童育成センターの整備に関し、次のとおり協議する。

（基本的合意）

第1条 児童育成センターの新規整備、増設、移転等（以下「整備等」という。）に当たっては、学校教育に支障が生じないことを前提として小学校の教室の活用を検討する。

（教育財産の取扱い）

第2条 児童育成センターの整備等に当たっての教育財産の取扱いについて、児童育成センターとして使用する教室は、目的外使用とする。

（校舎の区分、管理）

第3条 校舎の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校専用エリア（主として学校の児童・教職員等が使用するエリア）
 - (2) 児童育成センター専用エリア（主として児童育成センター利用児童・放課後児童支援員（以下「支援員」という。）等が使用するエリア）
 - (3) 共用エリア（学校の児童・教職員等と児童育成センター利用児童・支援員等が共用して使用するエリア）
- 2 施設・設備の維持管理等については、児童育成センター専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が行うものとする。共用エリアは、原則として乙が行うものとするが、児童育成センターのみが開設している場合については、甲が行うものとする。
- 3 警備については、児童育成センター専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、児童育成センターのみが開設している場合については、甲が責任を負うものとする。

（学校既存設備の利用等）

第4条 児童育成センターの整備等に当たっては、児童育成センター利用児童・支援員等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校に既にある設備を使用するものとする。

- 2 児童育成センター利用児童・支援員等が使用する出入口については、原則として児童育成センター専用エリアに設置するものとする。

（事故等に係る責任の範囲）

第5条 児童育成センターの開設時間内において、当日児童育成センターを利用している児童に事故があった場合又は当日児童育成センターを利用してい

る児童及び支援員等に起因する事故があった場合は、甲が責任を負うものとする。

(光熱水費等の負担)

第6条 児童育成センター運営に係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、学校施設と分離できる場合は甲が、分離できない場合は乙が負担するものとする。

(教室不足により学校教育に支障が生じる場合の対応)

第7条 児童数の増加等により教室不足のおそれが生じ、児童育成センターとして使用している教室の返還を受けないと学校教育に支障が生じると判断される場合、乙は、甲に速やかに通知するものとする。

2 前項の通知を受けた場合は、甲は、児童育成センターとして使用していた教室を学校教育に支障が生じないよう速やかに返還するものとする。返還に当たっては、甲の責任で原状回復を行うものとする。

(学校運営に支障が生じる場合の対応)

第8条 児童育成センターを運営するに当たり、学校運営に支障が生じる場合は、甲及び乙が協議して改善するものとする。

(個別協議)

第9条 前各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例については個別に協議するものとし、協議事項については、毎年度書面で確認し合うものとする。

(疑義等があった場合の対応)

第10条 この確認書に定めのない事項及びこの確認書に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上の事項について、協議し合意したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年5月14日

甲 岡崎市長 内田 康宏

乙 岡崎市教育委員会

	児童育成センター (放課後児童クラブ)	放課後子ども教室	こどもの家
根拠法	児童福祉法第21条の10	社会教育法第5条第13項	
目的	留守家庭児童への適切な遊びと生活の場	学区児童の安全で健やかな活動場所	・学区児童への安全な遊び場 ・地域住民の健康づくり
内容	読書、宿題、遊び、おやつなど、家庭と同じように過ごせる環境を提供	読書、宿題、遊び、地域ボランティアとの交流など充実した時間の提供	遊び場の提供
必要性	○国が定める放課後子どもプランにおける、「放課後児童健全育成事業」の岡崎版を「児童育成センター」という。 ○平成24年度以降増加傾向にあり、今年度(5/1現在)は待機児童が91人いる。 ○女性の就労の変化や法改正による対象児童の拡大(低学年のみ→全学年)により、今後も利用希望が増加する可能性が高い。 ○平成25年度に実施したニーズ調査結果からも必要と考えている保護者が多くいる。 ○同じく法改正による施設最低基準の条例化を予定しており、受け入れ人数が現在より減少するため、待機児童増加が見込まれる。	○国が定める放課後子どもプランにおける「放課後子供教室」 ○本来の目的は、全児童を対象として、放課後に地域の多様な人材の参画により、様々な学習や体験活動をおこなう教育環境の実現である。 ○岡崎市では、児童育成センターがない学区や児童育成センター待機児童がいる学区を対象に、補完的事業として実施してきた。(待機児童がいる学区は、利用時間を拡大して実施 ○全学区で児童育成センターが充足すれば、放課後子ども教室を実施する必要はないと考える。	○国での位置付けはない。 ○条例上は、「こどもと大人がふれあうことによってこどもの健全育成を図り、及び大人が体育を通じて健康づくりをする施設」とされている。 ○指導員のいる室内公園のようなものであり、保護者も安心して遊ばせることができる施設である。 ○児童育成センターや民間児童クラブの利用児童が遊び場として、ほぼ毎日利用している。
時間	平日：下校時～19時 土曜・代休・長期休業：8時～19時 休館：日曜、祝日、年末年始	○7箇所 平日：13時～18時 土曜・代休・長期休業：8時or10時～18時 ○8箇所 平日：13時～19時 土曜・代休・長期休業：8時～19時	○34箇所 平日：13時～18時 土曜・代休・長期休業：8時or10時～18時 ○8箇所 平日：13時～19時 土曜・代休・長期休業：8時～19時
人員配置	各館に指導員配置(計91名)	・市にコーディネーター ・各館に指導員配置(計45名) ・地域ボランティア参画	・学区運営委員会へ指定管理委託 ・各館に指導員配置(計164名)
料金	月額6,000円(おやつは別途)	無料	無料
運営費	国庫補助対象 指導員人件費を含む管理運営費 事業費：8,645千円/1箇所 一般財：3,662千円/1箇所	国庫補助対象 指導員人件費を含む管理運営費 事業費：3,294千円/1箇所 一般財：2,589千円/1箇所	単独事業 管理運営費(人件費を含まず) 事業費：3,267千円/1箇所 一般財：3,266千円/1箇所 人件費：1,974千円/1箇所(27箇所)
施設	30学区34箇所に設置されている。 内2箇所は小学校敷地内、3箇所は市民ホーム建物内、2箇所は六名会館建物内	こどもの家42箇所の内、15箇所で放課後子ども教室を実施。	旧岡崎全学区42箇所に設置
	建設費補助：国1/3、中核市2/3	建設費補助：なし	建設費補助：なし
中核市状況	(豊田市) ・71校中60校で実施。60校中59校は小学校内で実施。59校中22校は余裕教室で実施。 ・余裕教室での実施が基本だが、現状で無理ならばプレハブをリース契約して経過措置的に対応。 ・余裕教室で実施の場合、校舎1階の普通教室に外から出入り可能な掃出し口を設け、こども部が鍵を単独管理。また、下駄箱、庇、エアコン、セキュリティーを設置し、活動範囲を限定して実施。 ・夏休みの利用者倍増時は、特別教室を追加で借用しており、待機児童は無。 ・予算規模は6億、そのうち人件費は4億、2億が施設に係る経費。うち国の補助を受けているのは1億。 (豊橋市) ・52校中48校67クラブで実施。そのうち公立の児童クラブ39クラブ中24クラブは小学校内で実施。24クラブ中9クラブは余裕教室で実施。	(豊田市) 放課後児童クラブ設置のない山間部の小学校で実施	なし
近隣市状況	(西尾市) 26校中25校で30クラブ実施、うち22クラブは小学校内で実施。 (安城市) 21校中21校で34クラブ実施、うち19校23クラブは小学校内で実施。 (碧南市) 7校中7校で13クラブ実施、うち11クラブは小学校内で実施。 (刈谷市) 15校中15校で27クラブ実施、うち26クラブは小学校内で実施。 (知立市) 7校中7校で9クラブ実施、児童館等で実施。 小学校内0 (みよし市) 8校中8校で12クラブ実施、すべて小学校内で実施。 (一宮市) 42校中42校で58クラブ実施、児童館で28クラブ、その他施設で30クラブ。小学校内0	(西尾市) 26校中ふれあいセンターや地元のお寺などで11施設実施。 (安城市) 21校中小学校内で3校で実施 (碧南市) 7校中校外1施設で実施 (刈谷市) 15校中校内余裕教室等10校で実施 (知立市) 7校中小学校内で7校実施 (みよし市) 実施無し (一宮市) 42校中12校で実施	なし

岡崎市の放課後対策施設

平成28年4月現在

	児童育成センター (放課後児童クラブ)	こどもの家	
		放課後子ども教室	
根拠法	・児童福祉法第6条の3第2項 ・児童福祉法第21条の10 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	社会教育法第5条第13項	
条例	・岡崎市児童育成センター条例 ・岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	岡崎市学区こどもの家条例	
目的	留守家庭児童への適切な遊びと生活の場	学区児童の安全で健やかな活動場所	学区児童への安全な遊び場 地域住民の健康づくり
内容	読書、宿題、遊び、おやつなど、家庭と同じように過ごせる環境を提供	読書、宿題、遊び、地域ボランティアとの交流など充実した時間の提供	遊び場の提供
必要性	○国が策定した放課後子ども総合プランにおける、放課後児童健全育成事業の岡崎市が設置した施設を「児童育成センター」という。 ○平成24年度以降増加傾向にあり、平成28年度の申請状況では、は待機児童が199人いる。(3/4現在) ○女性の就労意欲の高まりや法改正による対象児童の拡大(低学年のみ→全学年)により、今後も利用希望が増加する可能性が高い。	○国が策定した放課後子ども総合プランにおける「放課後子ども教室」 ○本来の目的は、全児童を対象として、放課後に地域の多様な人材の参画により、様々な学習や体験活動をおこなう教育環境の実現である。 ○岡崎市では、児童育成センターがない学区や児童育成センター待機児童がいる学区を対象に、補完的事業として実施してきた。(待機児童がいる学区は、利用時間を拡大して実施 ○国の方針にに従って、平成31年度までに全学区で実施する。	○国での位置付けはない。 ○条例上は、「こどもと大人がふれあうことによってこどもの健全育成を図り、及び大人が体育を通じて健康づくりをする施設」とされている。 ○指導員のいる室内公園のようなものであり、保護者も安心して遊ばせることができる施設である。 ○児童育成センターや民間児童クラブの利用児童が遊び場として、ほぼ毎日利用している。
時間	平日：下校時～19時 土曜・代休・長期休業：8時～19時 長期休暇期間の月～金： 午前7：30～午前8：00(別途料金で利用できる) 休館日：日曜、祝日、年末年始	○24館 平日：13時～18時 土曜・代休・長期休業：8時or10時～18時 ○18館 平日：13時～19時 土曜・代休・長期休業：8時～19時	※休館日：日曜、祝日、年末年始
人員配置	各施設に支援員(有資格者)を複数人配置 (計103名)	・学区運営委員会へ指定管理委託	
料金	月額7,000円(おやつ代は別途実費) 長期休暇期間：4、12、3月 各月500円 7月 1,000円 8月 2,000円	無料	無料
施設	・31学区37箇所に設置している。 内3箇所は小学校敷地内、3箇所は市民ホーム建物内、2箇所は六名会館建物内	旧岡崎全学区42箇所に設置 (豊富学区H28年度建設)	
課題	・支援員確保 ・施設整備(適地の確保) ・公設(児童育成センター)と民間児童クラブの料金の差	こどもの家42箇所の内、28箇所で放課後子ども教室を実施。 ・学区こどもの家のない旧額田地域での実施場所の確保 ・ボランティア確保 ・気になる子(要支援児童)の対応	・施設の老朽化